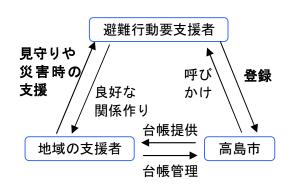
高島市避難行動要支援者地域助け合い制度のご案内

~ みんなで支えあう地域づくりを目指して ~

1. 避難行動要支援者地域助け合い制度とは

この制度は、「みんなで支えあう地域づくり」を目指しています。



自分で歩くことや自分で判断すること が難しい障がい者や高齢者など、日常生 活の中で手助けを必要とする人に対し て、災害が起こった時などにお住まいの 地域の中で、手助けや見守りを受けられ るようにするしくみをいいます。

2. なぜ必要なの?

毎日の生活の中で次のような不安を抱えていらっしゃいませんか?

〇もし、大地震が起こったらどうしよう・・・

〇台風や大雨で浸水したらどうしよう・・・

〇裏の斜面が崩れてきたらどうしよう・・・

○気軽に相談できる人が近くにいたら・・・

このような不安に対して、安心して生活して いただくために地域の中での支えあいが大切です。



3. 制度を利用していただくための5つのポイント

- ①事前に登録をしてください。
- ②手助けに必要なあなたの個人情報を支援者、区長さんまたは自治会長さん、 民生委員・児童委員さん、消防署、警察署、社会福祉協議会等にお知らせす ることに同意していただきます。
- ③あなたのご近所などを中心に、地域の中で**あなたの手助けをしていただける** 人(支援者)を決めます。
- ④支援者は、あなたへの日頃の声かけや見守り、いざという時の安否確認や避難の手助けを行います。ただし、これらは『できる範囲の手助け』であり、 責任や義務を伴うものではありません。
- ⑤名簿に登録されていることで、<u>災害時などにいち早く、優先的に助けてもら</u> えるとは限りません。**できる限り自分で避難する努力をしてください**。

4. 対象となる人

自分で歩くことや、自分で判断することが難しく、日常的にまわりの人から手助けを必要としている人です。



1	在宅の身体障がい者(肢体不自由 1、2級、視覚1、2級、聴覚2級、 呼吸器機能障がい1級等)
2	知的障がい者 A 判定
3	精神障がい者(1、2級)
4	在宅の要介護、要支援認定者
5	7 5歳以上の単身世帯者
6	その他、市長が必要と認める者

5. 支援者について

- ◎支援者として一番望ましい人は、あなたのご近所の人です。
- ◎支援者は、区・自治会や民生委員・児童委員さんが中心になって決定します。

災害時には、地域のみなさんがお互いに力を合わせて支えあうことが大切です。

そこで、地域のご近所の人、自主防災組織の人、民生委員・ 児童委員さんなどが中心となって安否確認や避難誘導を行っていただきますが、被災直後の混乱や人手不足などで個々 の対応には時間がかかってしまうおそれがあります。

また、道路の寸断などにより、遠くにいる支援者はあなた のもとへたどり着くことができないかもしれません。





災害時に少しでも早くあなたを手助けしてくれる のは、あなたの身近に住んでいる人たちです。

支援者につきましては、区・自治会の役員さんや民 生委員・児童委員さんが中心になって、あなたのご近 所から支援者になってもらう人を選んでいただきま す。

なお、<u>あなたは、手助けをお願いするだけでなく、日頃からご近所や</u>地域の人たちと良い関係をつくることが何よりも大切です。

6. 個人情報の取扱い

あなたの大切な個人情報は、『個人情報の保護に関する法律』に基づいて厳重に管理しています。この制度であなたの個人情報を利用させていただくために、

- この案内文をよくお読みいただき、同意をお願いします。
- あなたの個人情報は、制度の目的以外に利用することはありませんし、 支援に携わる人(支援者、区長または自治会長さん、民生委員・児童 委員さん等)以外に渡すことはありませんので、ご安心ください。
- ~ 個人情報の保護に関する法律(抜粋) ~

(安全管理措置)

第23条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(第三者提供の制限)

- 第27条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意 を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
- ー 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を 得ることが困難であるとき。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 29 条 個人情報取扱事業者は、個人データを第三者(第十六条第二項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条(第三十一条第三項において読み替えて準用する場合を含む。)において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

7. 登録の手続き

- ①「高島市避難行動要支援者登録申請書」に必要事項を記入してください。
- ②民生委員・児童委員さん、区または自治会関係者、市役所職員へお渡しください。
 - ※ 以後、台帳への登録を行うとともに、あなたの個人情報を区または自治会、民 生委員・児童委員さんへお知らせし、あなたの支援者を決定します。
 - ※ 支援者が決まりしだい、台帳の抄本を支援者、区または自治会、民生委員・児 童委員さん等に送付します。

8. まとめ

	1	在宅の身体障がい者(肢体不自由1、2級、視覚1、 2級、聴覚2級、呼吸器機能障がい1級等)
	2	知的障がい者 A 判定
対 象 者	3	精神障がい者(1、2級)
	4	在宅の要介護、要支援認定者
	5	75 歳以上の単身世帯者
	6	その他、市長が必要と認める者
要支援者が行う手続き		登録申請書の提出
		個人情報開示への同意
	1	要支援者のご近所の人
地域の支援者	2	自主防災組織の人または区・自治会の役員さん
(選考の優先順位)	3	民生委員・児童委員さん
	1	災害発生時のあなたへの安否確認(情報伝達)、避難
支援者の役割		の支援、救出など
	2	日常の声かけなどの見守り